

市民税の確認方法

〈市民税・県民税税額決定通知書〉（市民税を個人で納付している場合）

以下のような A4 の紙が郵送されるので、そちらで市民税の課税状況を確認することができます。※ただし、非課税の場合にはこの通知は届きません。



郵送されてくる通知の中に以下のような紙面がありますので、そちらをご確認ください。

税額の明細			
区分	課税標準額	市民税額	県民税額
所得割額	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
	千円	円	円
算出所得割計		円	円
税額控除		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
所得割計		円	円
均等割額		円	円
市民税・県民税(所得割額+均等割額)		円	円

森林環境税額	円
合計年税額 (市民税・県民税+森林環境税)	円
控除不足額 ^{※4}	円
充当(委託納付)額 ^{※5}	円
還付額 ^{※6}	円
充当後納付額	円

※4：市民税・県民税の所得割額から控除しきれなかった、配当割額又は株式等譲渡所得割額です。
 ※5：控除不足額のうち、市民税・県民税の均等割額及び森林環境税額に充当(委託納付)した額です。
 ※6：控除不足額のうち、市民税・県民税の均等割額及び森林環境税額を上回った金額です。還付額欄に金額の記載がある方は、別途収納課から還付(充当)通知書を送付します。



- 6月中旬以降も通知が来ない場合（未申告者等を除く）
（裏面の特別徴収税額の決定通知書も会社からもっていない）
→市民税が非課税＝1/2 額免除
- 「所得割額」が0円の場合（均等割額は課税されている）
→市民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税＝1/4 額免除
- 「所得割額」と「均等割額」がともに課税されている場合
→市民税が課税されている＝減免対象外

<給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書> (市民税が事業所(会社)から引き去りで納税されている場合)

以下のような横長の紙が、事業所(会社)の方から手渡されますので、そちらで市民税の課税状況を確認することができます。

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税	総所得③	山林所得	
	給与所得			分離短期譲渡		
	その他の所得計			分離長期譲渡		
				総所得金額①		

所得控除	雑損	障・寡・ひ・働	課税	扶養親族該当区分	本人該当区分
	医療費	配偶者		扶養親族該当区分	本人該当区分
	社会保険料	配偶者特別		扶養親族該当区分	本人該当区分
	小規模企業共済	扶養		扶養親族該当区分	本人該当区分
	生命保険料	基礎		扶養親族該当区分	本人該当区分
	地震保険料	所得控除合計②		扶養親族該当区分	本人該当区分
	(摘要)			扶養親族該当区分	本人該当区分

市民税 県民税 額	税額控除所得割額④			納付額	6月分		
	税額控除額⑤				7月分		
	所得割額⑥				8月分		
	均等割額⑦				9月分		
	税額控除所得割額④				10月分		
	税額控除額⑤				11月分		
	所得割額⑥				12月分		
	均等割額⑦				1月分		
	森林環境税額⑧				2月分		
	特別徴収税額⑨				3月分		
	控除不足額⑩				4月分		
	既充当額⑪				5月分		
	既納付額⑫						
特別徴収額⑬-⑭-⑮							
変更前税額⑯							
増減額⑰-⑱							
変更月							

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

※審査請求書の提出先は、下記問合せ先となります。

なお、自分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続上の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも自分の取消しの訴えを提起することができます。



伊勢崎市長

問合せ先 伊勢崎市役所財政部市民税課 電話(直通) 0270-27-2716 FAX 0270-24-5125

← ここからゆっくりはがしてください。

拡大

市民税 県民税 額	税額控除所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
	税額控除所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
	控除不足額⑩		
	既充当額⑪		
	既納付額⑫		
特別徴収額⑬-⑭-⑮			
変更前税額⑯			
増減額⑰-⑱			
変更月			

所得割額⑥
均等割額⑦
をチェック

- 「所得割額⑥」と「均等割額⑦」がともに0円の場合
→市民税が非課税=1/2 額免除
- 「所得割額⑥」のみ0円の場合(均等割額は課税されている)
→市民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税=1/4 額免除
- 「所得割額⑥」と「均等割額⑦」がともに課税されている場合
→市民税が課税されている=減免対象外